

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

第16条第2項の表中「稚内市宝来1丁目5番14号」を「稚内市」に、「函館市入舟町17番15号」を「函館市」に、「釧路市知人町1番1号」を「釧路市」に、「室蘭市海岸町1丁目82番地」を「室蘭市」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年2月27日から施行する。

目 次

目 次	ページ
訓 令	
○漁業取締船管理規程の一部を改正する訓令……………	(漁業管理課) 100
○北海道建築物等保全規程の一部を改正する訓令……………	(建築保全課) 100
告 示	
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	(地域医療課) 100
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課) 101
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 101
○土地改良法による道営換地処分……………	(農業施設管理課) 101
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課) 101
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	101
○特定調達契約に係る入札の公告……………	102
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	103
○特定調達契約に係る入札の公告……………	104
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	105
○特定調達契約に係る入札の公告……………	106
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	107

北海道訓令第3号

本 庁
出 先 機 関

北海道建築物等保全規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道建築物等保全規程の一部を改正する訓令

北海道建築物等保全規程(平成18年北海道訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「作成し、関係の部長を経由して建設部長に提出しなければ」を「建設部長に提出して、その同意を得なければ」に改め、同条第2項中「部長は」を「部長は、別に定めがあるものを除き」に、「作成し、建設部長に提出しなければ」を「建設部長に提出して、その同意を得なければ」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定は、施設整備計画書の内容を変更しようとする場合について準用する。

第8条中「同条」を「同条第1項及び第2項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「解体等」を「解体等」と、「提出して、その同意を得なければ」とあるのは「提出しなければ」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第2号

水 産 林 務 部

漁業取締船管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

漁業取締船管理規程の一部を改正する訓令

漁業取締船管理規程(平成2年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。

告 示

北海道告示第154号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

名称 医療法人社団尾谷病院
所在地 千歳市新富2丁目5番5号

北海道告示第155号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成30年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項時計台記念病院、NTT東日本札幌病院及び医療法人社団いとう整形外科病院の事項中「平成30.1.31」を「平成33.1.31」に、特定医療法人朋仁会整形外科北新東病院の事項中「特定医療法人」を「社会医療法人」に、「平成30.1.31」を「平成33.1.31」に、特定医療法人朋仁会整形外科北新病院の事項中「特定医療法人」を「社会医療法人」に、平岸外科整形外科医院の事項中「平成30.1.31」を「平成33.1.31」に、医療法人五月会小笠原クリニック札幌病院の事項中「医療法人五月会小笠原クリニック札幌病院」を「医療法人大地小笠原記念札幌病院」に、医療法人社団静和会静和記念病院及び独立行政法人国立病院機構北海道医療センターの事項中、「平成30.1.31」を「平成33.1.31」に、医療法人明日佳札幌宮の沢脳神経外科病院の事項中、「医療法人」を「医療法人社団」に改める。

函館市の項市立函館恵山病院の事項中「平成30.1.31」を「平成33.1.31」に改める。

小樽市の項小樽市立病院の事項中「平成30.1.31」を「平成33.1.31」に改める。

江別市の項医療法人溪和会江別病院の事項中「平成30.1.31」を「平成33.1.31」に改める。

士別市の項中「平成30.1.31」を「平成33.1.31」に改める。

千歳市の項医療法人社団尾谷病院の事項を削る。

美幌町の項中「平成30.1.31」を「平成33.1.31」に改める。

北海道告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（野花南地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成30年2月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、雨竜町洲本中央地

区の換地処分をした。

平成30年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 幸徳大樹停車場線	広尾郡大樹町字幸徳32番2地先から 同郡大樹町字幸徳32番2地先（河川敷地）まで	平成30.3.1 午前10時

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第51号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月27日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車 1台（乗用自動車1台と交換）
- 落札を決定した日
平成30年2月14日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 北見日産自動車株式会社
(2) 住所 北見市常盤町6丁目2番地10
- 落札金額
2,227,338円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成30年1月19日付け北海道オホーツク総合振興局告示第6号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第54号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月27日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

入札番号2 乗用自動車の賃貸借 1台 一式

2 落札を決定した日

平成30年2月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北見三菱自動車販売株式会社

(2) 住所 北見市本町5丁目10番25号

4 落札金額

30,240円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年1月16日付け北海道オホーツク総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第57号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月27日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

乗用自動車の賃貸借 1台 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成30年5月21日から平成35年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能なる者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年2月27日（火）から同年3月6日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成30年3月12日（月）午後3時30分（送付による場合は、同月9日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。
 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 平成29年12月15日付け北海道オホーツク総合振興局告示第162号
 8 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交付場所 4に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ(<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>)においてダウンロードすることができる。
 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
 11 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織
 (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
 (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
 (3) 電話番号 0152-41-0608
 12 Summary
 A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 1 set
 B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., March 12, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than March 9, 2018)

C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
 Phone : 0152-41-0608

道教育庁教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第5号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年2月27日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成30年2月27日に一般競争入札の公告を行う北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務単価契約
- (2) 資格 北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務単価契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務(陸上運送サービス)

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請日現在において、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送業の免許又は許可を現に受けている者であること。
- (2) 正座席数45席以上の大型バスを3台同時に運行できる者であること。
- (3) スクールバス運行時に、1台につき添乗員を2名乗務させ、児童・生徒の介助等ができること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年2月27日（火）から同年3月15日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁十勝教育局ホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
- (3) 電 話 番 号 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月27日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量

北海道帯広養護学校スクールバス借上運行業務単価契約

- ア Aバス1日3便 107日
- イ Aバス1日2便 99日
- ウ Bバス1日3便 107日
- エ Bバス1日2便 99日
- オ Cバス1日3便 107日
- カ Cバス1日2便 99日

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁十勝教育局告示第5号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道帯広養護学校事務室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市西25条南2丁目7番地3 北海道帯広養護学校相談室
（送付による場合は、郵便番号 080-2475 帯広市西25条南2丁目7番地3 北海道帯広養護学校）
- (2) 入札日時 平成30年3月26日（月）午後2時（送付による場合は、同月23日（金）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：obiyo-zimu@hokkaido-c.ed.jp）で申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの入札価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

- (2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道帯広養護学校
- (2) 所在地 郵便番号 080-2475 帯広市西25条南2丁目7番地3
- (3) 電話番号 0155-37-6773

10 Summary

A Nature and quantity of products to be procured : chartered school bus with a driver course A (3 round trip one day) 107 services, A (2 round trip one day) 99 services, B (3 round trip one day) 107 services, B (2 round trip one day) 99 services, C (3 round trip one day) 107 services, C (2 round trip one day) 99 services

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 26, 2018
(If mailed, bids most arrive no later than 4 : 00 P.M., March 23, 2018)

C Contact : Hokkaido Obihiro school of handicapped children, Nishi 25-jo Minami 2-chome 7-3, Obihiro, Hokkaido 080-2475 Japan
Phone : 0155-37-6773

北海道教育庁釧路教育局告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月27日

北海道教育庁釧路教育局長 鈴木 淳

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成30年2月27日に一般競争入札の公告を行う釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約

- (2) 資格 釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50キロワット以上の電力契約実績があること。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年2月27日（火）から同年4月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
 (2) 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
 (3) 電 話 番 号 0154-43-9274

北海道教育庁釧路教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月27日

北海道教育庁釧路教育局長 鈴木 淳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

釧路管内道立学校で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 13校 合計 1,077kW
 イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 13校 合計 2,446,520kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁釧路教育局告示第6号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局会議室 （送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成30年4月20日（金）午前10時（送付による場合は、同月19日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
 イ 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
 ウ 電 話 番 号 0154-43-9274

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kushiro Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,077 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,446,520 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 20, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 17 : 00 P.M., April 19, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido, 085-0835, Japan

Phone : 0154-43-9274

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第120号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成30年2月27日から施行する。ただし、別表札幌方面伊達警察署の部黄金の項の改正規定は同年3月1日から、同表函館方面江差警察署の部鶉の項の改正規定は同月12日から施行する。

平成30年2月27日

北海道警察本部長 和田 昭 夫

別表札幌方面伊達警察署の部黄金の項中 「同 南黄金 町44番地34」 を 「同 南黄金 町66番地4」 に改め、

同表函館方面江差警察署の部水堀の項中 「同 字水堀町126 番地の2」 を 「同 字水堀町126 番地2」 に改め、同

部石崎の項中 「同 字石崎309 番地の12」 を 「同 字石崎309 番地12」 に改め、同部中須田の項中

「同 字中須田 495番地の4」 を 「同 字中須田 495番地4」 に改め、同部湯ノ岱の項中 「同 字湯ノ岱 913番地の6」 を

「同 字湯ノ岱 913番地6」 に改め、同部厚沢部の項中 「同 厚沢部 町新町92番2」 を 「同 厚沢部 町新町92番地2」 に

改め、同部鶉の項中 「同 鶉町213番 地」 を 「同 鶉町257番 地1」 に改め、同部館の項中

「同 館町129番 地の4」 を 「同 館町129番 地4」 に改め、同部乙部の項中 「爾志郡乙部町 字緑町242番 地の3」 を

「爾志郡乙部町 字緑町242番 地の3」 に改め、同部豊浜の項中 「同 字豊浜28番地 の2」 を 「同 字豊浜28番地 2」 に改

め、同部奥尻空港の項中 「同 字米岡185番 地の2奥尻空 港ターミナル ビル内」 を 「同 字米岡185番 地2奥尻空 港ターミナル ビル内」 に改め、同表釧路方面釧

路警察署の部白糠の項所管区の欄を次のように改める。

白糠郡白糠町西1条北及び東1条北から東3条北までの1丁目から11丁目まで、西1条南及び東1条南の1丁目から4丁目まで、西2条北6丁目から11丁目まで、西2条南3丁目、西3条北1丁目から11丁目まで（3丁目から6丁目まで欠）、西4条北から西6条北まで及び東3条南の1丁目及び2丁目、東2条南、刺牛及び岬の1丁目から3丁目まで、上茶路乙西、上茶路乙東及びチャロ西の1線及び2線、上茶路増画東、上茶路東及び茶路東の1線南、上茶路東、茶路西及び茶路東の1線から3線まで、上茶路東1線北、上茶路西1線から5線まで、茶路、茶路基線西及びチャロ東の1線、茶路西1線西2線、イワイト、エヨロシ、オオナイ、上茶路、上茶路基線、上茶路基線北、上茶路基線南、上茶路増基線、カリシヨ、カリソ、キナチャシナイ、キラコタン、刺牛、シユウトナイ、白糠、シラヌカ、白糠甲区、石炭崎、タンタカ、茶路、チャロ、チャロ乙区、茶路基線、茶路基線新、茶路増画基線、チャロ丁区、チャロ丙区、泊、ヌイベツ、ノイベツ、ポンビラ、マカヨ、マサルカ、ルークシチャロ、和天別、和天別乙区、和天別甲区並びに和天別丙区

別表釧路方面釧路警察署の部庶路の項を次のように改める。

		庶路	同 庶路1丁目3 番地33	同 西庶路東3条北1丁目から5丁目まで、西庶路東3条南1丁目から4丁目まで、恋間1丁目から6丁目まで、工業団地1丁目から4丁目まで、庶路1丁目及び2丁目、庶路宮下1丁目から7丁目まで、庶路東1線から4線まで、ショロ東1線及び2線、大楽毛、オタノシケ、オニヨップ、オレウケナイ、コイトイ、コイトヒ、下庶路市街、庶路、庶路乙区、庶路基線の一部（庶路川以東）、庶路甲区、庶路丙区、庶路マサルカ、タン子ニー、チノミ、トーパラベツ、トチビヤニウシ、泊別並びにフラサカオマナイ
--	--	----	---------------------	---

別表釧路方面釧路警察署の部西庶路の項所管区の欄を次のように改める。

同	西庶路西1条北、西庶路東1条北及び西庶路東2条北の1丁目から5丁目まで、西庶路西1条南、西庶路西2条南、西庶路東1条南及び西庶路東2条南の1丁目から4丁目まで、西庶路西2条北及び西庶路西5条南の1丁目及び2丁目、西庶路西3条北1丁目、西庶路西3条南及び西庶路西4条南の1丁目から3丁目まで、西庶路学園通1丁目、庶路西1線及び5線、ショロ西2線、オシツクシ、上庶路、上庶路基線、上庶路甲区、ショロ、庶路基線の一部（庶路川以西）、ショロ基線、滝の上、タン子ナイ、タンネナイ、タンネニー、チカヨップ、チプタナイ、チプタナイ並びにパナアンソーボコマナイ
---	--